

県央・県南エリア周遊促進事業業務委託仕様書

1 件名 県央・県南エリア周遊促進事業

2 委託の趣旨（目的）

県央・県南エリア（大分市、臼杵市、津久見市、由布市、佐伯市）の魅力ある「食」を中心に、同エリアの観光スポット等を巡るストーリー性のあるモデルコースを設定するとともに、モデルコースに関する観光素材集を作成し、観光協会等が旅行商品として営業するためのツールとして活用するほか、県内人口の半数を占める大分市民や湯布院を訪れた旅行者への情報発信の資料として活用することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

4 業務内容 県央・県南エリア周遊促進

(1) 周遊モデルコースの企画立案

(ア) 企画立案にあたり、旅行会社へ提案できるよう、提案を受ける側の視点で周遊モデルコースを設定し、観光素材集を作成すること。その際下記の内容を考慮すること。

①ターゲットとする旅行者は自家用車等（レンタカー、タクシー等）を使用して移動する観光客

・大分市民

・湯布院に宿泊している観光客（湯布院での連泊を促す）

②周遊モデルコースは、旬な海鮮等（臼杵市においてはユネスコ創造都市ネットワークに関連する食も可）を味わえる昼食と、アクティビティ（体験等）を組み合わせたものとし、出発地（湯布院または大分市）から出発し出発地へと帰着するものとする。なお、湯布院出発の観光客は、周遊後湯布院にもう一泊することを想定している。

③周遊モデルコース数は全8ルート以上とし、以下のとおり大分市佐賀関、臼杵市、津久見市、佐伯市の4地点で昼食をとる出発地ごとのルートとし、旅行会社及び旅行者が、昼食地に合わせて観光スポット（アクティビティ）を選択できる内容とすること。

(ア)昼食：大分市佐賀関（大分市、由布市発着）2ルート

(イ)昼食：臼杵市（大分市、由布市発着）2ルート

(ウ)昼食：津久見市（大分市、由布市発着）2ルート

(エ)昼食：佐伯市（大分市、由布市発着）2ルート

④周遊モデルコースは以下の情報を考慮すること

(ア)モデルコースのテーマやコンセプト（食やSDGs等）

(イ)周遊に最適な時期

(ウ)移動距離と時間

(エ)季節のイベント情報等

(オ)楽しみ方のポイント

⑤周遊モデルコースの設定に当たっては大分県中部振興局と十分に協議すること。

(2) 観光素材集の作成

(ア) 観光素材集は、(1)により設定した周遊モデルコースを元に作成すること。

(イ) 観光素材集は、県央・県南エリアの各観光協会及び公益社団法人ツーリズムおおいたが、旅行会社等へ提案できる内容とするとともに、各観光協会案内所において旅行者へ提案できる体裁とすること。

(ウ) 観光素材集は、PDF形式とする。

(3) 情報発信

(ア) 大分市民等を対象に大分市を出発地とするモデルコースについて、時期に応じた効果的な情報発信を行い、県央・県南エリアへの誘客を図ること。

(イ) 湯布院への旅行者を対象に由布市湯布院町を出発地とするルートについて、時期に応じた効果的な情報発信を行い、県央・県南エリアへの誘客を図ること。

(4) 報告書および成果物の提出

事業完了後、観光素材集（CD-R 3枚及び印刷物 3部）及び報告書を提出すること。

5 企画提案にあたっての注意点

事業の実施に必要なすべての経費（運営費、人件費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）を含むものとし、業務とは直接関係ない経費（会合や飲食費含む）は対象外とする。

6 スケジュール

- ・ 質問受付期限 令和3年6月24日（木）
- ・ 参加資格審査関係書類提出期限 令和3年6月28日（月）
- ・ 企画提案書の提出期限 令和3年7月 5日（月）

7 成果物の著作権等

本業務により得られた成果物の著作権は、原則として大分県に帰属する。ただし、大分県に帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。

8 実施体制

(1) 企画、打ち合わせや内容変更、新型コロナウイルスによる移動制限が生じた場合などに十分かつ迅速に対応できるような体制を整えること。（可能な限り大分県内に連絡箇所を設けること）

(2) 専任の担当者を配置し、大分県中部振興局との打合等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、大分県から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。

(3) 企画提案等の内容について、大分県中部振興局と委託候補者との協議により、調整を行ったの

ち、契約を締結すること。

- (4) 受託者の本社所在地が大分県外である場合、委託業務を実施するにあたっては、大分県内に本社または支社を有する企業を活用すること。

9 その他の条件

- (1) この仕様書は、事業の提案を行うにあたり最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載していない事項についての提案を妨げるものではない。
- (2) 契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書について疑義が生じた場合には、別途協議し、変更内容等について決定するものとする。